

平成28年第9回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年10月31日(月)午後3時～
2. 開催場所 宇土市役所仮庁舎 2階 会議室
3. 出席委員(20人)
会 長 平岡 孝雄
委 員 岩本 義行 谷山 次則 山下 洋幸
西山 正治 杉内 錬之 白井 博行
境 良一 竹下 清 福島 勝義
佐美三 守 岩本 廣海 堀 城
益田 信明 芥川 幸子 太田 桂子
池田 弘美 今村 康晴 堀内 信也
田代 良一
4. 欠席委員(5名)
関 健一 浜口 多美雄
中山 一一 鎌賀 和夫 小田 寿幸
5. 議事録署名者指名 平岡議長
議事録署名委員 杉内 錬之 岩本 義行
6. 議 事
(1) 議案 第34号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
(2) 議案 第35号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
(3) 議案 第36号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
(4) 議案 第37号 農用地利用集積計画の同意について
(5) その他
7. 農業委員会事務局職員
事務局長 沼田 誠
事務局次長 嶽本 圭司 参 事 濱田 綾
8. 会議の概要

事務局長　　こんにちは、定刻となりましたので、始めさせて頂きたいと思いますが、先日恒例であります。県の農業会議が主催されます県下42の市町村の農業委員会が参加します会長・事務局長の合同会議が開催されました。その中で、やはり主なテーマとなりましたのは、農業委員会の新たな体制づくりと活動のあり方についてでありました。今日は、最後のその他のところでその辺のことを少し事務局の方から話をしたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。・・・それでは、総会を進めてまいります。本日は、5名の方から欠席の連絡がっております。よって、本日の出席委員数は、25名中20名の出席を頂いておりますので、過半数に達しており、本日の総会は、成立していることをご報告致します。それでは、次に会長挨拶となっております。平岡会長よりよろしくお願い致します。

平岡会長　　こんにちは、やっとなり稲刈りも終わりました、皆様方もほっとされている時期ではないかと思っております。本年度も稲作としては非常に良い状態であったのですが、刈ってみたら思ったほど収量もないというのが現状でございます。・・・只今、局長の方から報告がありましたように先だつての27日・28日の会議の中で、いろいろな市町村の皆さんとのお話をする中で、大体の方向が決まっているところ、またこれから模索されているところ、色んな形で議論をなされております。先月だったと思いますが一応の案を出す位なら出来はしないかと思っておりましたが、宇土の場合色んな形があるようで、急いで結論を出す必要もありませんけれども、方向性というものは、繋げていかなければいけないと思っております。ここに資料がありますように最終的には市長の任命となっておりますので、皆様方の色々な案ということで出して頂くことは良いのではないかと思います。それと最後のほうの農地集積のことで、私たち網津地区が今年度、住吉地区営農改善組合で、21ha余りの集積を達成し、色んな形で今回出させて頂きます。この件につきましてもここに居られます桑原さんの方から最初から色んな相談を受けて頂きまして、このような計画が出来ております。今回のような国の制度に則っての利用することは中々難しいので、職員等に相談をすると、それぞれの地区で色々な集積計画が出来ると思っています。今は、県国からの補助金あたりもかなりの額で出ていますので、走潟の農業法人がそれでやっていますし、今回は網津・住吉の方も集積しそれぞれ地権者、耕作者についてもかなり有利な制度ではなかろうかと思っておりますので、そういう事を報告致します。本日は、どう

ぞよろしくお願い致します。

事務局長 どうもありがとうございました。次に、議長選出となっております。議長は、宇土市農業委員会 会議規則第5条により 平岡会長に議長をお願い致します。

平岡議長 はい、それでは、平成28年第9回農業委員会総会を開会致します。しばらく本日の会議の議長を務めさせていただきます。まず議事録者署名委員の指名であります。議長において指名するという事によろしいでしょうか。

全委員 はい、異議なし。

平岡議長 それでは、杉内委員さんと岩本義行委員さんをお願いいたします。

平岡議長 只今より議案審議を行います。まず申請者の確認委員2名のどちらかの委員さんより申請内容について説明をお願いし、後から事務局から補足説明の上、可否の判断をして頂くという事になっております。各地区の確認委員さん方の説明をよろしくお願い致します。

それでは、今月の議案審議をお願い致します。

議案第34号です。農地法第3条の規定による農地所有権移転等の許可申請に対する許可審議について、議題と致します。

申請番号1番について、確認委員さんは 岩本義行さんと私ですので、岩本委員さんからお願い致します。

岩本委員 それでは、1番について説明致します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書のとおりです。登記 田、現況 畑、登記面積 806㎡と505㎡です。耕作面積が3,927㎡ 申請面積が1,311㎡ 貸借形態は所有権有償、譲受理由、規模拡大、譲渡理由、経営縮小です。家族2人です。権利の種類は売買です。よろしく申し上げます。

平岡議長 岩本委員さんの説明が終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願い致します。

事務局 はい、補足説明の前に資料の訂正をさせて下さい。議案書の3ペー

ジの8番の申請人がお亡くなりになられておまして相続の手続きが間に合わなかったので今月の審査からは外させていただきます。今後の処理は、手続き等を現在、県の方に相談しております。またそれに伴いあとの番号が繰り上げとなりましたので、修正をお願いします。申請番号9番を8番にさせていただきます。お願いします。

申請番号1番について補足説明致します。申請地までの通作距離は、300m、農業年数40年、農機具も所有し、農作業従事者2名、主たる作物は、からいも・野菜になります。以上です

平岡議長 はい、事務局からの補足説明は終わりました。申請番号1番について、皆さん方の意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしという事ですので、1番については承認を致します。

平岡議長 続きまして、申請番号2番について、確認委員は、鎌賀委員と白井委員さんですので、白井委員さんお願い致します。

白井委員 議案2番について、譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記、田 現況、田、登記面積466㎡ 耕作面積10,255㎡ 申請面積466㎡、貸借形態、所有権無償、譲受理由 規模拡大、譲渡理由 経営縮小 家族2名、権利の種類は、贈与です。よろしくをお願いします。

平岡議長 白井委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、申請番号2番について補足説明致します。申請地までの通作距離は、10km、農業年数30年、農機具も所有し、農作業従事者2名、主たる作物は、飼料米になります。以上です。

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。申請番号2番について委員さん方の意見はありませんか

全委員 異議なし。

- 平岡議長 異議なしということですので2番については承認致します。
- 平岡議長 続きまして、申請番号3番について、確認委員は、堀 委員と佐美三委員さんですので、堀 委員さんお願い致します。
- 堀 委員 3番について説明致します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記、畑 現況、樹園地、登記面積9,893㎡ 耕作面積6,654㎡ 申請面積9,893㎡、貸借形態、所有権有償、譲受理由 規模拡大、譲渡理由 経営縮小 家族2名、権利の種類、売買となっております。よろしく申し上げます。
- 平岡議長 堀 委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願い致します。
- 事務局 はい、申請番号3番について補足説明致します。申請地までの通作時間は、25分、農業年数5年、農機具も所有し、農作業従事者2名、主たる作物は、みかんになります。以上です。
- 平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。申請番号3番について委員さん方の意見はありませんか
- 全委員 異議なし。
- 平岡議長 異議なしということですので3番についても承認致します。
- 平岡議長 続きまして、申請番号4番及び5番について、こちらの2件は、譲受人が同一申請人ですので、続けて説明をお願い致します。確認委員は、谷山委員と堀内委員さんですので、谷山委員さんお願い致します。
- 谷山委員 それでは、4番5番について説明致します。譲受人、譲渡人及び土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記、畑 現況、畑、登記面積261㎡ 耕作面積10,201㎡ 申請面積261㎡、貸借形態、所有権有償、譲受理由 規模拡大、譲渡理由 経営縮小 家族1名、権利の種類、売買です。他の一筆も報告致します。譲受人、譲渡人

及び土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記, 畑 現況, 畑, 登記面積 649 m² 耕作面積 10, 201 m² 申請面積 649 m², 貸借形態, 所有権有償, 譲受理由 規模拡大, 譲渡理由 経営縮小 家族 1 名 権利の種類, 売買です。以上ですよろしくお願ひします。

平岡議長 はい, 谷山委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願ひします。

事務局 はい, 申請番号 4 番と 5 番について補足説明致します。申請地までの通作距離は, 1.5km, 農業年数 42 年, 農機具も所有し, 農作業従事者 1 名, 主たる作物は, 柿・桃になります。以上です。

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。申請番号 4 番 5 番について委員さん方の意見はありませんか

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしということですので 4 番 5 番ついて承認致します。

平岡議長 続きまして, 申請番号 6 番について, 確認委員は, 堀 委員と佐美三委員さんですので, 堀 委員さんお願ひ致します。

堀 委員 6 番について説明致します, 譲受人, 譲渡人, 土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記, 畑 現況, 畑, 登記面積, 2 筆合計の 400 m² 耕作面積 3, 067 m² 申請面積 400 m², 貸借形態, 所有権無償です。譲受理由 規模拡大, 譲渡理由 経営縮小 家族 1 名, 権利の種類, 贈与となっております。よろしくお願ひします。

平岡議長 堀 委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願ひ致します。

事務局 はい, 申請番号 6 番について補足説明致します。申請地までの通作距離は, 6km, 農業年数 56 年, 農機具も所有し, 農作業従事者 1 名, 主たる作物は, みかんになります。以上です。

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。申請番号 6 番について委員

さん方の意見はありませんか

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしということですので6番についても承認致します。

平岡議長 続きまして、申請番号7番について、確認委員は、堀 委員と佐美三委員さんですので、堀 委員さんお願いします。

堀 委員 7番について説明致します。譲受人，譲渡人，土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記，田 現況，田，登記面積 946 m² 耕作面積 15,415.01 m² 申請面積 946 m²，貸借形態，所有権有償，譲受理由 規模拡大，譲渡理由 経営縮小 家族3名，権利の種類，売買となっております。よろしくお願いします。

平岡議長 堀 委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願い致します。

事務局 はい、申請番号7番について補足説明致します。申請地までの通作距離は、500m，農業年数 20 年，農機具も所有し，農作業従事者 3 名，主たる作物は、米，みかんになります。以上です。

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。申請番号7番について委員さん方の意見はありませんか

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしということですので7番については承認致します。

平岡議長 続きまして、申請番号8番について、確認委員は、鎌賀委員と私ですので、鎌賀委員さんが欠席ですので事務局よりお願い致します。

事務局 はい、申請番号8番について説明致します。譲受人，譲渡人，土地の所在地は議案書のとおりです。登記，4筆畑 現況，4筆とも樹園地，登記面積4筆合計の 14,729 m² 耕作面積 27,875.00 m² 申請面積 14,729 m²，貸借形態，使用貸借権，譲受理由 その他，譲

渡理由 移譲年金 家族3名です。権利の種類、貸借期間は平成29年1月1日から平成48年12月31日までの20年間です。申請地までの通作時間は、1時間、農業年数12年、農機具も所有し、農作業従事者3名、主たる作物は、みかんになります。以上になります。

平岡議長 はい、事務局からの説明は終わりました。申請番号8番について委員さん方の意見はありませんか

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしということですので8番については承認致します。

以上で、議案第34号については、8件すべて承認を得ましたので、許可書の交付を行います。

平岡議長 続きまして、議案第35号です。農地法第4条の規定による農地転用の権利移動を伴う許可申請に対する審議について議題と致します。

平岡議長 まず、申請番号1番について 確認委員は、西山委員さんと山下委員さんですので、西山委員さんをお願い致します。

西山委員 申請番号1番について、説明致します。申請人、土地の所在地は、議案書記載のとおりです。2筆ありまして、登記 畑、現況 畑、登記面積は、405㎡と545㎡、2筆合計の950㎡です。転用目的が、アパートで、1棟 175.14㎡です。よろしくご審議お願い致します。

平岡議長 はい、西山委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願い致します。

事務局 はい、申請番号1番について補足説明致します。地図は6ページです。申請人は、古保里町に居住する個人であり、アパートの建築をしたいと考え土地を探していたところ、申請地が住環境の整った地区で適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地になると思われます。以上です。

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。
申請番号1番について、委員さん方の意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしという事ですので、1番についても承認を致します。

平岡議長 続きまして、申請番号2番について 確認委員さんは、今村委員さんと竹下委員さんですので、・・・はい、今村委員さんお願いします。

今村委員 2番について説明致します。申請人、土地の所在地、議案書記載のとおりでございます。登記 田、現況 雑地、登記面積 195 m²、転用目的は、通路でございます。よろしく申し上げます。

平岡議長 今村委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願い致します。

事務局 はい、申請番号2番について補足説明致します。地図は7ページです。申請人は、浦田町で公共用地等の取得管理、処分等を行う法人であり現在緑川工業団地内にトラックが進入するさい、道幅が狭く進入できないため、申請地を通路として転用し、利用するものです。なお、申請地は、既に進入路として使用しており始末書添付の案件となります。申請地は、10ヘクタール以上の農地の広がりがあり第1種農地になると思われませんが、不許可の例外に該当し、許可は可能です。以上です。

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。
申請番号2番について、委員さん方の意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしという事ですので、2番については承認を致します。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしという事ですので、2番については承認を致します。

以上で、議案第35号については、2件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。

平岡議長 続きまして、議案第36号です。農地法第5条の規定による農地転用の権利移動を伴う許可申請に対する審議について議題と致します。

平岡議長 申請番号1番について 確認委員は、山下委員さんと西山委員さんですので、はい、山下委員さんお願い致します。

山下委員 1番について説明致します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は、議案書記載のとおりです。登記 3筆とも田、現況 畑、登記面積、3筆合計の1,821 m²です。権利の種類、所有権有償、売買です。転用目的、共同住宅 556.40 m²です。よろしく申し上げます。

平岡議長 山下委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願い致します。

事務局 はい、申請番号1番について補足説明致します。地図は10ページです。申請人は、玉名市で不動産業を営む法人であり、申請地が、住環境に優れていると判断して、今回の転用申請となりました。なお、同申請は、今年の7月に個人での転用許可が出ていましたが今回、事業者が個人からその個人の経営する法人に変更になったため許可書を返納し、再度法人で申請するものです。申請地は、都市計画区域内の用途区域であるため、第3種農地になると思われます。以上です。

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。
申請番号1番について、委員さん方の意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしという事ですので、1番については承認を致します。

以上で、議案第36号については、1件で承認を得ましたので許可書の交付を

行います。

平岡議長 続きまして、議案第37号です。農用地利用集積計画の同意について、を議題と致します。

それでは、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 それでは、説明致します。まず番号54番、こちらは、農地中間管理機構による貸し借り貸借になります。借り手貸し手、物件の所在は、議案書記載のとおりです。地目、樹園地、面積が、3筆計の3,137㎡で、平成29年1月1日から平成38年12月31日までの10年間の賃貸借権の設定となっており、借賃が10a当り、10,000円となっております。続きまして、番号の55番から20ページの159番まで、こちらは、県の指定を受けております網津地区加速化事業の集積になってその重点地区の網津地区の営農組合が営農改善組合となって貸借、農地集積をするということでの一括した貸し借りになります。件数が多いので、全部は読み切れないので代表して55番を、あとは、借賃と期間は一緒になっておりますので、55番だけを読み上げます。番号55番、借り手貸し手、物件の所在は、議案書のとおりです。地目、田、面積が1,358㎡で、平成28年11月1日から平成33年10月31日までの5年間の賃貸借権の設定となっており、借賃は10a当り米2俵となっております。トータルが20ページにありますが、159番の一段下にありますがけれども網津地区生産組合が144筆、件数でいうと105件、面積が218,052㎡これの貸借として出ております。続きまして、160番・161番は相対での貸し借りになります。番号160番、借り手貸し手、物件の所在は、議案書記載のとおりです。地目、8筆とも田、面積が、合計の19,148㎡で、平成28年11月1日から平成38年10月31日までの10年間の賃貸借権の再設定となっており、借賃は、50,000円と20,000円となっております。番号161番、借り手貸し手、物件の所在は、議案書のとおりです。地目、田、面積、3,176㎡で、平成28年11月1日から平成33年10月31日までの5年間の賃貸借権の再設定となっており、借賃は一筆当り、米3俵となっております。

続きまして、丸2番です。こちらは、農業公社に対してのあっせん事業、所有権移転のあっせん事業になります。借り手貸し手、物件の所在は、議案書のとおりです。地目、田、面積が、2筆計の2,249㎡、で所有権の移転ということになっております。続きまして、22ページをお開き下さい。こちらが、利用権設定等状況一覧表となっております。

す。22 ページから網津の関係が多いですので 25 ページまでが、今月の利用権設定等の状況一覧表となっております。26 ページをお開き下さい。ページ左側が今月の農用地利用権設定となっております。合計だけを読み上げますと利用権設定が、243,513 m²、所有権移転が 2,249 m²行われております。それと、ページ右側ですけれども 1 月からの累計となっております。合計だけを読み上げますと利用権の設定が、463,853 m²、所有権の移転が、3,983 m²行われております。以上です。

平岡議長 事務局からの説明は、終わりました。委員さん方の意見はありませんか。・・・いいですか。

全員 異議なし。

平岡議長 それでは、異議なしという事ですので、議案第 37 号については、同意致します。以上で、議案第 37 号については同意したことを市へ通知致します。

平岡議長 以上で、予定しました案件はおかげさまで、すべて承認いたしました。その他であります。事務局から何か連絡がありましたらよろしくお願い致します。

事務局（次長） それでは、私の方から皆さんにお配りしておりますけれども先ほど、会長・局長の方からお話がありましたけれども、来年度 7 月からの新制度への移行となりますことについての内容とスケジュール的なものを、資料をもとに説明したいと思いますのでよろしくお願い致します。両面コピーの 2 枚ものになります。農業委員会法の法律改正が昨年 9 月 4 日に公布されまして、4 月 1 日から施行されております。それに伴いまして宇土市の農業委員会は来年 7 月 19 日が任期満了でありますので、それに基づきまして、市長が農業委員の任命、農業委員会が新設されます農地の利用最適化推進委員を委嘱するということになります。下の方にその変更と言うことで選出方法が記してあります。現在は、選挙制と市長の選任制の併用になっておりますけれどもそれが改正になりまして、下に書いてありますが市議会の同意を要件とする市長の任命制一本とすることとなっております。その農業委員さんの中身として、過半を原則として認定農業者とする。農業者以外の者で、中立な立場で公正な判断をできるものを 1 人以上

入れる。年齢・性別にかたよりが生じないように女性，青年を積極的に登用する。農業委員の定数は，委員会を機動的に開催できるように現行の半分程度とする。まだ，実際のところは定数等は，はっきりありませんけれども，国が示しているのはこういった形になります。農業委員の定数は，政令に定める基準に従い条例で定めるということになっております。農業委員さんについては，担当区域を設けない。以上こういう形，大まかですがこういった内容，改正がっております。その下に矢印でしてあるのが，市長が推薦・公募しますのでその流利的なものであります。公募を実施してその情報を整理して，中間報告を行いその結果を尊重して選任議案を作成して市議会の同意を得て市長が任命するという形のながれになっております。こちら農業委員の選出の方法です。

委員より 公募については何日頃になるか日付はわからないのか？

事務局 日付については，来年7月29日が任期なので，公募の日には，まだ，未定ですがその辺についてはまたあとでスケジュール等を説明したいと思います。2ページですが，こちらが農地利用最適化推進委員の新設ということで新しく出来る委員さんです。現在は，農業委員がそれぞれ農地変動の許可，総会に関して許可をするというところと農地利用の集積，集約それと耕作放棄地関係を実施している。その現場活動が，必ずしも上手くいっていないというのが国の考えで，耕作放棄地が増加している集積等が進んでいないのではないかとということをおっしゃっております。ということで，改正の内容ですが，主に主として現場活動になりますのでそれを積極的に行うために意志決定行う農業委員さんとは別に原則として推進委員を設置する。推進委員は自らの担当区域において，担い手への農地利用の集積，耕作放棄地の発生防止・解消の現場活動を行いますよ。推進委員の定数は，農業委員と一緒に政令で定める基準に従い条例で定めますということになります。それと具体的な業務は，下に4つ書いてありますこの4つが具体的な業務になります。推進委員を委嘱する流れとしましては，まず農業委員会は，農業委員会が定める区域ごとに推薦・公募を実施します。それとその，推薦・公募の情報を整理して，公表，と推薦・公募の結果を尊重して農業委員会が委嘱するという流れになっております。その農業委員と推進委員の連携的なものというのが，3ページに記載されております。基本的に農業委員さんは，総会に出席して

審議する。それで許可なりを出す決定をすることが主体となっており、それと農地利用最適化推進委員は、担当地域において現場活動を行うということ、これが連携するということが何ですが、中身については先程説明した権利移動関係と農地転用関係、農地利用最適化推進の関する政策というものを作る必要がありますので、そういう提出意見の徹底というところを農業委員さんが担うということになります。それと推進委員さんについては、推進委員として意見を述べるというのが上の矢印にありますけれども最適化推進委員さんの指針を作成すること作成するにあたっては必ず推進委員さんの意見を聞かなければいけないということで矢印がしてあります。それと逆に農業委員さんの方から下の方に指針を踏まえて現場活動を行うこととなっております。それと農業委員さんの丸三つがありますがこれに関しては推進委員の農業委員会への出席を求めることができる。申請の内容によっては推進委員さんに説明をお願いするということです。また、推進委員さんは希望で農業委員会に出席することが出来るとなっております。農業委員さんと推進委員さんの連携がこのようになっております。それと最後の4ページになりますがこれは農業委員さんの推進委員さんの選任のイメージを図式化してあるものでして、下から見て頂いた方がいいと思います。地域の農業者や農業団体等と四角で囲んでいますが、こういう方々から推薦・公募があつて、農業委員に関しては市長が任命、任命するには市議会の同意が要りますよと最適化推進委員については農業委員会が委嘱します。ということを図式化したものです。一番下の括弧に書いてあるものが任命・委嘱までのスケジュールの案ですのでこういった流れになるのではないかと考えております。先ほどの定数関係を条例化して3月の議会に提出する。それに伴って規則等の変更がある可能性がある。4月に推薦・公募を開始したいと思っています。広報とかホームページまだ決まっておられません。パンフレット等をお配りしたいと思っています。その結果の中間公表をすることになっております。5月が締切で結果を公表、委員の選任は必要に応じて評価委員会等の開催を行い、決まりましたら人事案件を作つて6月の市議会の方へ提出するということになります。そのながれで行きまして、7月に農業委員会の総会で辞令交付というながれで今のところは考えております。一応数か月条例提出からかかりますので、その間にどういう人があがつて来るのかとかありますがまだ、未定のところが多いですので、定数等など少しずつ詰めて行かなければいけないと思っています。私の方からは以上です。

平岡議長 今の中で、何か聞きたいことはありませんか。

岩本廣海委員 いいですか。一番関心が高いところは、農業委員会法、法律が改正になった。当然重視していかなければならない、施行されているのだから、宇土市の場合は、29年の7月が改選と言うことで時間があったということで、順次、各市町村の農業委員会もその方向性でなるわけで、その説明の内容で農業委員会の選出の方法は完全に変わりますよという説明ですね。それに、従った丸2番の改正の内容を見ますと過半を原則として認定農業者とするとあるがこの部分が分かり難いこの部分を説明した方がいいと思うが、未定ではあるが考え方を聞きたい。

事務局 認定農業者の方の公募・推薦があった場合は、優先しなければいけないのかなと思っております。またどうしても過半数必要かというのもどうか思います。現在、新体制でされている中には過半数おられないところもあると聞いております。

岩本廣海委員 農業委員の定数を考える中で、今の農業委員数で考えるのか国が示す定数の割り当てで行うのかで変わってくると思うが・・・

事務局 今の考えとしては、現在の25名、農業委員・推進委員合わせて同数程度で出来ないかと思っています。当然、予算上の件もありますが現状から判断してもいいのではないかと思います。国から示されている定数の考え方は、農業者の数とか農地面積に対して何人と決められております。しかしこれはあくまで標準的な考え方を表すものでその数値的なものばかりでの判断は出来ないと思います。

岩本廣海委員 農業委員としては、最後にあるように今までの区域性は全然考えませんよ。丸7番目に書いてある担当区域は設けない。地域々としては、設けませんよということですね。

事務局 はい、そうっております。農業委員の主な業務となる転用許可承認の判断は法令に基づいて行うものでありますから地域に関係なく、農地法による転用許可の要件に当てはまるか入らないかの判断になりますので、特に地域性には関係ないでしょ。ということだと思います。

まして、その方が利害関係も出てこなく、透明性もあるということではないのでしょうか。また仮に、詳細な内容が必要な場合は、担当地区の最適化推進委員さんに総会へ入って頂くということになっております。

平岡議長 はい、わかりました。

事務局 よろしいでしょうか。事務局からは他にありませんので、それでは最後に、閉会のあいさつを佐美三副会長にお願い致します。

佐美三副会長 お疲れ様でした。長時間にわたって審議ありがとうございました。それでは、第9回農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。

平成28年10月31日

議 長
議事録署名人
議事録署名人